記載要領

1　各面共通事項

①「本店所在地」、「住所」及び「所在地」の欄には、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）霞ヶ関２－１－３　　［霞ヶ関２丁目１番３号の場合］

②１枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

2　添付書類（２）－２

「出資割合」の欄には、株式会社にあっては当該株主が保有する株式の発行済株式総数に対する割合を、その他の法人にあっては当該出資者が出資をした額の出資金総額に対する割合を記入すること。

3　添付書類（３）

①「所有者」の欄には、事務所の所有者の商号若しくは名称又は氏名及び法人にあっては、その代表者の氏名を記入すること。

②「事務所の所有者が申請書と異なる場合」の欄には、事務所の所有者が許可申請者と異なる場合にのみ次に従い記入すること

ア　「契約形態」の欄には、賃貸借又は使用賃借の別を記入すること。

イ　「用途」の欄には、土地建物登記簿謄本、建物賃貸借契約書又は建物使用賃借契約書に記載された用途（事務所等）を記入すること。

4　添付書類（４）－１

①生年月日については、和暦（大正はＴ、昭和はＳ、平成はＨ、数字は２桁半角）にて記入すること。

②役員（法人であるものを除く。）、不動産特定共同事業施行令（平成６年政令第413号）第３条で定める使用人及び事務所ごとに置かれる不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号）第17条第１項に規定する者の１人１人についてそれぞれ作成すること。

なお、「賞罰」の欄は、法第６条第６号ハからチのうち該当するものを全て記入すること。

5　添付書類（４）－２

役員が法人である場合に、当該法人について作成すること。なお、「賞罰」の欄は、法第６条第３号及び第５号のうち該当するものを全て記入すること。

6　添付書類（４）－３

実務経験が複数の法人にわたる場合には、法人毎に作成すること。

7　添付書類（４）－４

不動産特定共同事業法施行規則（平成７年大蔵省・建設省令第２号）第17条第１項第３号に規定する登録証明事業による証明を受けている者の１人１人についてそれぞれ作成すること。なお「登録証明事業名」の欄には、当該証明に係る事業の名称を記入すること。

8　添付書類（５）

不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する事項としては、役職員の構成、組織図及び各組織が担当する業務の概略、業務運営体制、重要な業務を担当する者の知識及び経験などを記載すること。